

データ、プラットフォームと競争法 現状と今後の方向性

Dr. Thomas Weck

競争政策研究センターシンポジウム(大阪)
2018年3月30日

* 本報告は報告者の個人的見解を述べるものです

- 独占委員会 (競争法第44条)について
- 合併規制とプラットフォーム
- アルゴリズムとデータの分析
 - アルゴリズムを利用する共謀
 - アルゴリズムを利用した支配的地位の濫用
 - データを利用した支配的地位の濫用

- ドイツ政府及び立法府に対して次の事項について助言を行う独立機関:
 - 競争政策
 - 競争法, 及び,
 - 規制
- 委員5名, スタッフ (職員) 15名
- 意見を次の方法で公表:
 - 2年ごとに公表される報告書(インターネットについて: XIV §§ 331 ff.; XX. §§ 1 ff.; XXI §§ 1174 ff.)
 - 特別報告書 (Special reports) (大臣による合併承認及び規制産業について / 要請を受けて又は自ら策定し公表) (インターネットについて : 68 §§ 1 ff.)

- 独占委員会 (特別報告書第68号)

- 実体的側面

- 市場画定においては、プラットフォームの複数の側面が相互依存関係にあることを考慮して各市場を画定することが必要
- プラットフォームを理由とする集中と合併を理由とする集中を区別することが必要
- データの集積が新しい市場の発見とその占拠につながる可能性 (イノベーションを阻害?)

- 手続的側面

- プラットフォーム市場が集中に向かう傾向がある中において、過去の売上高に基づく[合併]届出基準が有効なのか?
- 取引額を基礎とした合併届出基準を採用することの勧告 (連邦カルテル庁: 15事例/8届出(2017年末時点))

- (ドイツ法上)データの保有者はだれか?
 - データについて絶対的な経済的権利は存在しない
 - データ保護ルールは、個人的権利は保護するが、データの市場的価値は保護するものではない
 - 問題: この価値はデータを組み合わせることから生じることが多い
- アルゴリズムによりデータの活用が可能になる:
 - ランキングを行うアルゴリズム (Googleショッピング)
 - 価格設定を行うアルゴリズム(新たな大きな問題?)

- EU・ドイツ法上の共謀については次の立証が必要：
 - 共通の意思 (joint intention) の連絡 (合意),
[又は]
 - 共通の意思の存在以外からは市場における行動が説明できないこと (協調的行為).
- カバーされていない行為: 合意も協調的行為も伴わない並行的行為

- 市場においてとられている行動が、市場における状況に単独で合理的に対応するということによって説明することができないものであって、カルテル参加者が共謀した、ということを示す必要がある。
 - 価格設定アルゴリズムを利用する場合には、価格設定の決定が人間の決定のみならずアルゴリズムに(も)基づいて行われることになるために、このような立証を行うことが難しくなる。
- 立証が難しい例:
 - 複数の企業が類似するパラメータ(競争者の価格決定を含む。)に基づいて価格の計算を行う価格設定アルゴリズムを利用しており、かつ、これらの企業が算定される価格が相互依存的に決定されるものであることを認識している場合
 - 現在実施中のカルテルにおいて、価格設定アルゴリズムを、カルテルを秘匿すべく単独で価格設定を行ったかのように価格を決めるように設定している場合
- 事業者の法違反を問うことは、例えば価格設定アルゴリズムが自己学習して、競争者又はそのアルゴリズムとの間での共謀を自動的に始める場合にも、難しい(アルゴリズムの共謀をさ放置したことに対して責任を問う?)
- しかしながら、価格設定アルゴリズムが、すでに市場に存在する共謀スキームを実現するために用いられる場合には、カルテルの存在を認定することに何らの問題は無い

- ランキング・アルゴリズムについては、すでに競争法に基づく調査が行われている（Googleショッピング事件）
- 価格設定のアルゴリズムは、支配的事業者により、競争者又は消費者に対する情報上の優位性を利用してこれにつけいるために了される可能性がある
 - 例：個人別価格設定は、消費者が事業者の採用している戦略を理解することも、これに対抗することもできない中で、支配的事業者が価格感応度を分析することができる状況においては問題となりうる
- しかしながら、事業者が標準的な価格設定のツール[アルゴリズム]であって、市場の状況が変化して事業者が支配的地位に立つようになる場合に限って、高価格を設定するようなものを購入[・利用]する場合には、[事業者に]その責任を負わせることは困難である可能性がある

- 連邦カルテル庁フェイスブック事件
 - 支配的地位にあるか?
 - ソーシャルネットワークにかかるドイツにおける市場 (事業用ネットワークは含まれない)
 - 高い市場シェア, スイッチングコスト, 広告者にとって有利に働く間接的ネットワーク効果
 - 濫用か?
 - 第三者のデータの濫用的利用. 権利保護法令(データ保護法(BGH VBL Gegenwert II)等)の違反があることから濫用であるといえる
 - 欧州司法裁判所(ECJ C-457/10 P) AstraZeneca事件判決も参照「不法な排他的権利の付与」(ただし: 同事件は排除型濫用事例!)

ご清聴ありがとうございました!

連絡先

Dr. Thomas Weck

Monopolkommission

Heilsbachstraße 16

D-53123 Bonn

Germany

Tel.: +49 (0)228-338882-44

Fax: +49 (0)228-338882-33

E-Mail: thomas.weck@monopolkommission.bund.de

- 議論の素材

- ほとんどのフィンテック・プラットフォームは, Googleやフェイスブックのように成長していない — 理由は?
 - 媒介(仲介の在り方)の違い:
 - デジタルプラットフォーム: ユーザーの関心は, プラットフォームの他の面に位置する利用者となつながら接触することにある(ネットワーク効果)
 - 金融に関する媒介・仲介: ユーザーの関心は, プラットフォームとの間で関係をもつことにある(信頼がベース)
 - 金融商品は複数商品の組み合わせであることが多い(複雑)
 - リスク分散のためにマルチホーミング (例外: 決済システム)
- 銀行規制はクラウド・ファンディングには適していない — 理由は?
 - 銀行: 金融業務に関して信頼に基づいて仲介を行う (→ 資本バッファ)
 - クラウド・ファンディング: プラットフォームユーザ間の取引等, 金融市場のインフラ (→ 透明)